# 令和８年度教育委員会会議（定例会）会議録

**【日時】**　令和８年７月２１日（火）
**【開会】**　１４時００分
**【閉会】**　１６時１９分
**【場所】**　川崎市役所本庁舎復元棟２階　２０１・２０２会議室

**【出席委員】**

教育長　落合　隆
教育長職務代理者　芳川　玲子
委　員　森川　多供子
委　員　西井　孝明
委　員　坂口　緑
委　員　川邊　知美

**【出席職員】**

教育次長　田中　一平
総務部長　北川　友明
教育政策室長　山井　康明
地域教育推進室長　二瓶　裕児
教育環境整備推進室長　大村　誠
職員部長　宮川　匡之
学校教育部長　細見　勝典
健康給食推進室長　神谷　佳秀
生涯学習部長　加島　晃
総合教育センター所長　大野　恵美
庶務課長　田中　誠志
庶務課担当課長　森　達也
教育政策室担当課長　山口　弘
庶務課課長補佐・法制係長　江上　史雄
地域教育推進室担当課長　金井　直彦
地域教育推進室担当係長　新井　雅美
地域教育推進室職員　臼田　夏実
教職員企画課長　安倍　悠史
教職員企画課担当係長　青山　康介
職員部担当部長　西田　寛
教職員人事課担当課長　葛山　久志
教職員人事課課長補佐　真田　良子
学校教育部担当部長　植村　裕之
教職員人事課課長補佐　溝部　錦伸
指導課担当課長　古野　喜一
庶務課担当係長　関橋　正貴
庶務課職員　佐藤　秀行
指導課担当課長　鬼頭　洋司
生涯学習推進課長　大島　健之
生涯学習推進課担当課長　米井　克子
生涯学習推進課担当係長　仲田　浩
文化財課長　久保　愼太郎
文化財課課長補佐　小柳津　貴子
指導課長　小竹　誠
教職員人事課長　武田　充功
教職員人事課担当課長　佐久間　正寛
こども未来局青少年支援室担当課長　加藤　幸男
こども未来局青少年支援室担当係長　前田　武志

**【署名人】**

委　員　坂口　緑
委　員　川邊　知美

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

（１４時００分　開会）

## １　開会宣言

【落合教育長】

ただいまから、定例会を開会いたします。

## ２　開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、１４時００分から１６時２５分までといたします。

## ３　会議録の承認

【落合教育長】

５月の定例会の会議録を事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

＜承認＞

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

## ４　傍聴　（傍聴者　４名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第１３条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第２条の規定により、本日の傍聴人の定員を２０名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】
　では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

## ５　非公開案件

【落合教育長】
　本日の日程は配付のとおりでございますが、議案第８号から議案第１４号までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第７条第４号に該当するため、報告事項Ｎｏ．７は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第５条第１号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第７条第２号に該当するため、報告事項Ｎｏ．８から報告事項Ｎｏ．１０までは、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第７条第１号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
　＜全員挙手＞

【落合教育長】
　全員挙手です。よって、これらの案件は、非公開とすることに決定いたします。
　なお、議案第８号から議案第１４号までは、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

## ６　署名人

【落合教育長】
　本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第１５条の規定により、本職から指名いたします。
　坂口委員と川邊委員にお願いいたします。

## ７　報告事項Ⅰ

**報告事項Ｎｏ．１　教科用図書採択の傍聴人の定員等について**

【落合教育長】
　それではまず、報告事項に入ります。
　報告事項Ｎｏ．１「教科用図書採択の傍聴人の定員等について」の説明を、庶務課担当課長からお願いいたします。

【森庶務課担当課長】
それでは、報告事項Ｎｏ．１「教科用図書採択の傍聴人の定員等について」御説明させていただきますので、ファイルナンバー０１、報告事項Ｎｏ．１のファイルをお開きください。
本件は、令和９年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に係る議事を行う、教育委員会会議臨時会の概要について、御報告するものでございます。
臨時会の開催日時は、令和８年８月２９日の土曜日、午後１時からでございまして、会場は、川崎市役所本庁舎２階ホールでございます。
会場内に傍聴席を用意いたしますが、今年度につきましては、傍聴人の定員を１００名と定めたいと考えております。当日、午後０時３０分の時点で、定員を超えていない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴券を配付いたします。午後０時３０分の時点で、定員を超えた場合は、抽せんを行い、当選者に傍聴券を配付いたします。
なお、昨年度は、傍聴人の定員１８０名に対して、３２名の方が傍聴し、抽せんは行っておりません。
備考については、記載のとおりでございます。
本件につきましては、本日の報告後に、報道機関へ情報提供を行うとともに、市ホームページに掲載し、広報を行ってまいります。
説明は、以上でございます。

【落合教育長】
御説明、ありがとうございました。
８月２９日に行う予定の川崎市教育委員会会議臨時会、教科用図書の採択に係る議事を行うものですが、傍聴人の定員について御説明がございましたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、報告事項Ｎｏ．１は終了といたします。

**報告事項Ｎｏ．２　教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

【落合教育長】
次に、報告事項Ｎｏ．２「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】
それでは、報告事項Ｎｏ．２につきまして、御説明申し上げます。
ファイルナンバー０２、報告事項Ｎｏ．２をお開きください。
初めに、１、臨時代理した事項は、（１）にお示しのとおり、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。
先に、規則改正に関連する制度につきまして御説明いたしますので、次のページをお開きください。

出入国管理及び難民認定法等の一部改正の概要でございますが、我が国に在留する外国人は、その多くが在留カードまたは特別永住者証明書のほか、マイナンバーカードを所持していますが、これらに関する手続をそれぞれ別の行政機関において行う必要があり、煩雑な手続を余儀なくされていることから、今回の法改正により、在留カード等とマイナンバーカードを一体化することを可能とすることで、利便性の向上や行政運営の効率化を図ることとされました。

次のページは、国のリーフレットですが、分かりやすく、在留カードとマイナンバーカードが一つになった特定在留カードや、下のほうで赤囲みにお示しのとおり、特別永住者にも特定特別永住者証明書が申請でもらえることが案内されております。

５ページをお開きいただきまして、法改正に伴う本規則改正の概要でございます。

条例において、本市の行政手続において必要とされる住民票の写し等の添付は、別の措置を取ることで省略できるとされ、その内容については、市長規則等に定められております。

住民票の写し等の添付が省略できる別の措置に個人番号カードの提示がございますが、本規則改正では、法改正により利用できることとなった特定在留カード及び特定特別永住者証明書の提示も追加するもので、市長規則と同じ改正内容となっております。

次のページ以降に本規則改正の新旧対照表と改正文を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

１ページにお戻りいただきまして、１（２）改正内容はお示しのとおりで、１（３）施行期日は、令和８年６月３０日、２、臨時代理を行った日は、同月の２９日でございます。

３、臨時代理を行った理由は、法改正に伴う市長規則の一部改正に合わせて、教育委員会規則の規定を整備し、公布する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項Ｎｏ．２の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

要は申請された特定在留カードや、特定特別永住者証明書の提示も加えるという形のものですが、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項Ｎｏ．２につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜全員挙手＞

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、承認することに決定いたします。

**報告事項Ｎｏ．３　「朝の居場所づくり」の取組状況について**

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．３「「朝の居場所づくり」の取組状況について」の説明を、地域教育推進室担当課長からお願いいたします。

【金井地域教育推進室担当課長】

よろしくお願いいたします。

報告事項Ｎｏ．３「「朝の居場所づくり」の取組状況について」御説明いたしますので、ファイルナンバー０３、報告事項Ｎｏ．３のファイルをお開きください。

初めに２ページをお開きください。これまでの取組状況でございますが、かわさき教育プラン第１期実施計画において、始業前から児童を受け入れる「朝の居場所」づくりを進めることを位置付け、（３）にございますように本年４月以降、朝の状況の現地調査を進めてきたところでございます。

３ページをお開きください。「朝の居場所」の考え方でございますが、子どもたちが落ち着いて一日のスタートを切ることができる安心の居場所をコンセプトとし、（２）にございますように、学校管理下外、地域人材中心の運営、教育的付加価値創出、学校開校日における屋内運営という４つのポイントを踏まえ、学校や地域と意見交換しながら、今月６日に、新小倉小学校、久本小学校、犬蔵小学校の３校でモデル事業を先行開始したところでございます。

４ページをお開きください。先行モデル実施につきましては、１１５校それぞれ条件、状況が異なる中、モデル実施を通じて効果と課題を検証しながら、柔軟に次の実施に反映させていくことが必要だと考えており、秋頃には残る４区でのモデル実施を開始するとともに、令和９年度以降の全市展開に向けて取組を進めてまいります。

５ページをお開きください。先行モデル実施における運営の基本的なパターンでございますが、校門開錠等の運営準備を行った上で、７時３０分から児童を受け入れ、図書室等で居場所を運営し、その後、登校開始時間に合わせて児童を教室に誘導するもので、利用対象は全児童、利用登録等は不要、活動内容は朝の読書、宿題、見守りスタッフとの会話などとしており、利用者・運営者の保険については市が一括して加入しております。（３）には、先行モデル実施における利用状況等を記載しております。

６ページには、開設初日に行った報道発表の資料を添付しておりますので後ほど御確認ください。

説明については、以上でございます。

【落合教育長】

御説明、ありがとうございました。

今月６日から３校でモデル事業を先行実施しておりますが、その朝の居場所についての御説明でしたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

ありがとうございます。非常にいい取組で残りもやるよということをお聞きしておったのですけれども、先行事例のところも進められ、そしてまた７区に広げる。それから令和９年度には全校に広げていこうという取組なので、非常に地域連携というか、地域の皆さんの御協力をいただ

きながら、子どもたちにいい居場所を提供することができ、安全・安心という観点でも非常に貢献できるいい内容だったなと思います。

非常にプリミティブな質問であれなのですけれども、先行事例を拝見したときに、かなり学年によって、例えば新小倉、久本、それぞれ人数が違っていますね。かなりばらつくんですけれども、これは何か学校の特性なのか、それともこういうことをやるよというのを告知したときの伝え方によって受け止め方が変わり、受け止めてもらえた学年とそうでない学年があるのか、この辺をどう理解すればよろしいでしょうか。

【落合教育長】

地域教育推進室担当課長。

【金井地域教育推進室担当課長】

なかなか正確な分析まではできていないところなんですけれども、やっぱり学校によって久本小学校は高学年が多くなっているんですけれども、久本小学校さんなんかは朝、校庭を使うことができる学校ですので、もともとそういう児童が朝の居場所に移動していったのかななんていうふうに想像するのと、あと、新小倉小学校を見ると低学年が多くなっているんですけれども、やはり基本的に親のニーズとしては、学年が小さい子のほうを利用させようとする意思が働くのかなというふうに思っておりまして、そのようなところから学校ごとに少しずつ違いが出ていると思うのですが、まだ始まって最初の５日間の分析でございますので、これから実証を通じて保護者へのアンケートですとか児童へのアンケートを行っておりますので、そういったところも分析しながら利用傾向についても検証していきたいなというふうに思ってございます。

以上でございます。

【西井委員】

ありがとうございます。分かりました。

【落合教育長】

室長。

【二瓶地域教育推進室長】

ちょっと補足なんですけれども、新小倉の低学年が多くなっていて、新小倉の１、２年生が５クラスあります。学年が上がるにつれて４、３、２、２と減っていくので、その傾向が新小倉についてはストレートに出ているんじゃないかなというふうに思っています。

あと、久本と犬蔵に関しましては、２週間弱のモデル実施だったものですから、今後傾向を見ながらどのような傾向がこれから生じてくるかというのは、アンケートを含めて分析していきたいなというふうに考えています。

新小倉だけはちょっと特徴が顕著に見えているなと、そういうふうに捉えています。

以上です。

【落合教育長】

そのほか、いかがでしょうか。
では、森川委員。

【森川委員】
御説明ありがとうございました。
非常に難しい課題に取り組んでいらっしゃるなと思っております。４つのポイントのうちの２つ目、地域人材中心の運営とあります。そもそも現在、いろいろな役割を受けてくださる方々、地域人材そのものが地域にいないというお話をよく耳にします。
ただ、川崎市はまだまだ学校数が大変多いです。ここは３校、たまたまうまくＮＰＯさんがいらっしゃったりしてうまくはまったなと、はまってよかったなと思っているのですが、残りの１００校ぐらいの小学校について、今後の見通しをどのように思っていらっしゃるのか、教えていただけますか。

【落合教育長】
地域教育推進室担当課長。

【金井地域教育推進室担当課長】
ただいま御質問いただきましたように、この取組を進めていくに当たって、人材確保というのは大きな課題かなというふうに思っております。
今回３校やった中で、例えば幸区の新小倉小学校はＮＰＯ法人はたらくらすさんが実施しているんですけれども、これをやる中で新たに人を確保する中で、地区民生委員さんとか町内会長、民生委員さんがいらっしゃって、その人たちがほかの場所でも自分たちで広げて同じ地区の別の小学校に広げていこうかなとか、そういう話もされていたというのはあるので、実施された方がほかのところでやりたいとか、こういう話を聞いたほかの団体から我々のところに少し話を聞きたい、実施できないかという御相談を受けることがありますので、そういったところに丁寧に対応していって、そういった形で広げていくことと、ただそれだけですと１１５校全部賄えるかどうかというところはやはり難しいところもあるかと思いますので、そういった形で足を運んでいろいろな方たちの話を聞いて、地域人材を発掘して、その方たちが安定運営できるかどうかをちゃんと見定めて担う学校を増やしていくとともに、そういった地域人材だけで担うことができない部分を補完するような事業者の確保みたいなところも並行して検討していきたいというふうに思っております。
以上でございます。

【落合教育長】
坂口委員。

【坂口委員】
ありがとうございます。今の点に関して、１点お伺いしたいんですが、今年度予算で各区１校で実施かつ調査なども含めて２，０００万円程度が計上されているということですが、今後何年ぐらいかけてこれらの経費を増やし、全面展開をしていくかについて伺えますか。

【落合教育長】
地域教育推進室担当課長。

【金井地域教育推進室担当課長】
今年度は約２，０００万円、各区１校、７校で２，０００万円ということで、１校当たり大体３００万円という計算になります。ただ今回始めたのが、３校が４分の１過ぎた残り４分の３の期間であったり、残り４校については恐らく年間の半分の期間になりますので、可能な範囲で７校を超える実証を今年度実施していきたいというふうに思っております。
１１５校の開設につきましては、今回のかわさき教育プラン第１期実施計画で定めた範囲の中で、その中でもできるだけ早い段階で全校開設に向けて準備して試行を拡大していく、そのような考え方で取組を進めていきたいというふうに考えております。
以上でございます。

【落合教育長】
森川委員。

【森川委員】
先ほど民生委員さんのお話が出たのですけれども、民生委員さんは世帯数に応じて各自治会が人数を出さなきゃいけないんですね。大きな自治会になると５０人近く出したりとかしなきゃいけないんですけど、もうその選定だけでも非常に地域の方には御苦労をかけていると思うので、できれば私は、民生委員さんに言ったとしても、そこから更に広げるのは、一人ではできないので、朝のその時間にそこで元気な子どもたちが安全に過ごすために見守ってくださる方がどれだけいるのかという観点で考えると、地域人材というのは非常に、そこに頼るのは非常に危険だし、難しいだろうなと思っております。
できれば、予算ですとかそういうお金を出して、子どもたちに注意を払ってきちんと守るべきであって、子どもたちの安全・安心を担保できる方たちの団体さんが来てくださるほうがうまくいくのではないかなと。
それは私が地域のいろいろな活動をしていく上で、とにかく高齢化が進んでいるので、また高齢化が進んでいると同時に、企業の定年延長もどんどん進んでいるので、本当に担い手がいないんですよ。なので、そこだけに民生委員さんがやってくれるからと言っていくのは非常に危険だなと思います。よろしくお願いします。

【落合教育長】
地域教育推進室担当課長。

【金井地域教育推進室担当課長】
そのとおりだと思っておりまして、やはり我々が行くと、ちょっときつくても少しプレッシャーを感じてやろうかなというような思いを持つ方が、やっぱり非常に多くいらっしゃるのかなと思っております。

今般の２週間の取組の中で、久本小学校でも新小倉小学校でも大学生の方が２時間目とか１時間目の前に、朝７時半からやっているところはとても使い勝手のいい時間のようで、声かけですとか、そういうところから広まっているところがございますので、やはりこの取組のためにそういった人材が、我々が誘導したわけではなくて自然に発生してきたわけなんですけれども、そういった人材を活用するとともに、ここで少し自分の範疇を超えているかもしれないのですけれども、ここで見いだした人材がほかの地域活動にも広がっていけば、何かとてもいい取組になるんじゃないかなと感じましたので、一言述べさせていただきました。ありがとうございます。

【落合教育長】
ほか、よろしいですか。

【芳川教育長職務代理者】
すみません、よろしいですか。

【落合教育長】
芳川委員、どうぞ。

【芳川教育長職務代理者】
ありがとうございました。
とても大切な取組だなというふうに思っていますし、福祉の観点からも実はとても大事で、海外ではばっちりやっているところですので。ただ、この資料を見ているとちょっとよく分からないのは、図書室等で居場所運営、児童は読書・勉強等をして過ごすと、「等」がすごくいっぱい入っているので、そうするとさっきの新小倉とか久本とか犬蔵はかなり違いがあるんじゃないのかなと思うんです。つまり行い方、運営の仕方、例えば犬蔵小はどのような場所で運営しているのか、ちょっとそこの辺りの具体的なことを教えていただけますか。

【落合教育長】
地域教育推進室担当課長。

【金井地域教育推進室担当課長】
今の御質問ですけれども、今回の３か所についてはいずれも、図書室で実施しました。新小倉小学校はメディアセンターという名前なんですけれども、機能としては図書室ですので、今回の３校については図書室で実施しました。
朝の３０分ぐらいの時間とはいえ、やはりそこに本があるとか、何か机があるとか、そういったほうが過ごし方としては児童が安全に過ごせるかなというふうに思いまして、図書室で３校とも実施したんですけれども、やはり学校の施設配置の条件などから、児童が行きづらい場所に図書室がある場合などは違う場所を使うことも。やはり１校１校の施設も、同じ建物が建っているわけではないので、どこに設置するかというのも協議して考えていかなきゃいけないときに、ただできるのであれば図書室を優先して考えていきたいなということで、図書室「等」と、今後の取組のためにつけさせていただいているところでございます。

それから実施活動における「等」についてですけれども、やはり静かな場所の活動ですので、読書だったり勉強だったり、それからいろいろスタッフの会話が中心になってくるのですけれども、これから実施を重ねていく中で、やはり運営を担う団体の力量によってはそれ以外のコンテンツを提供できる可能性もあるかというふうに思っておりまして、そういったところの絶対これですと決めつけるわけではなくて、運営の状況ですとか、それから担い手の力量等に応じて、何か今後児童のためとか、朝の１時間目につながるより良い取組ができるのであれば、それも学校と我々と､それから担い手と協議をしながら違うコンテンツを提供できる余地を残すために｢等」というふうにつけさせていただいたところでございます。

【落合教育長】
芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】
ありがとうございます。
多分、利用者が増えてくると運営のコントロールが大切になってきます。放課後デイみたいなそんな感じになってくると、かなりいろんな課題が発生する可能性が出てきますので、ただしコンテンツを新たに入れることは大切だと思うんです。つまり、利用したい児童はいるんだけれども、今の図書室の過ごし方がちょっとみたいな、というお子さんもいらっしゃるかもしれませんし、そうすると運営についての話合いであったりとか、今三つの団体が入ってくださっているんですが、そこと委員会とのいわゆる連携とか、綿密な打合せとか、これから先、どんどん展開していく中で本当に大切になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひやっていただければと思います。
以上です。

【落合教育長】
ありがとうございます。
ほか、よろしいでしょうか。
今、試行実施しながら、課題も整理しながら広げていければと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、報告事項Ｎｏ．３は終了といたします。

**報告事項Ｎｏ．４　学校事務職員の在り方に関する今後の方向性について**

【落合教育長】
次に、報告事項Ｎｏ．４「学校事務職員の在り方に関する今後の方向性について」の説明を、教職員企画課長からお願いします。

【安倍教職員企画課長】
よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項Ｎｏ．４「学校事務職員の在り方に関する今後の方向性について」御説明いたします。

資料の２ページを御覧ください。

初めに、学校事務職員を取り巻く課題でございます。

上段の１－１、社会的背景でございますが、少子化に伴う単数配置の増加や、労働力人口の減少による人材不足、さらに育児や介護休暇の一般化などによる、突発的・一時的な欠員への対応が見込まれる職場環境へと変化することが見込まれております。

このため、中段の枠囲みにありますとおり、現在のように、個々の事務職員が所属する学校のみを担当する体制では、今後の対応が難しくなることが考えられます。

続いて下段の１－２、国の動向でございますが、学校教育法の改正により、学校事務職員は「事務に従事する」から「事務をつかさどる」職へと位置付けが改められたことなどから、これからの学校事務職員は総務・財務の専門性を活かして、学校運営へ主体的に参画できるよう、その環境・体制づくりが求められているところでございます。

次に、３ページを御覧ください。

在り方検討の方向性でございます。

学校事務職員が少数配置の職種であることを踏まえた現状の課題を、人材育成、業務効率、突発的な休暇対応の３つの視点から整理しております。

人材育成の視点では、赤字部分にありますように、職員の成長や資質の向上が促される機会が得にくいこと、業務上の相談がしづらく、精神的負担が大きいことなどが挙げられます。

業務効率の視点では、異動時の負担が大きく、業務効率の低下が起こりやすいこと、さらに、突発的な休暇対応の視点では、特に一人配置の職場において、突発的な休暇等が学校運営へ大きく影響することが課題となっております。その結果、下段枠囲みのとおり、現状の体制、学校事務職員の在り方の見直しの検討が必要であると考えております。

続いて、４ページを御覧ください。上段に記載のとおり、まずは執行体制を見直して人材育成と業務の効率化、省力化を進めます。その上で、学校事務職員が担うことが効果的な業務について、標準的職務を見直してまいります。

具体的には、ステップ１のモデル実施、ステップ２の本格実施にて執行体制の見直しを進め、ステップ３において国が示すレベルまで標準的職務を見直すという３段階で進めてまいります。段階的に進めることで、現場への負担を抑えながら着実な定着を図ってまいります。

５ページを御覧ください。学校事務職員のチーム化の具体的なイメージでございます。

右側の図になりますが、係長を中心としたグループを基軸として、チーム全体で相互フォローや業務標準化を進めてまいります。

ポイントは、一人ひとりに更に頑張ってもらうという考え方ではなく、一人で抱え込まなくても良い仕組みへ転換することで、人材育成、業務効率化、突発的な欠員対応の強化を図るという点でございます。

６ページを御覧ください。令和７年度におけるモデル実施のアンケート結果でございます。

アンケートは、モデル実施校の学校事務職員のほか、校長、教頭に対して実施しております。

巡回による相談のしやすさや管理職へのフォローなど、一定の効果を確認することができましたが、一方で、グループ全体での活動や相互フォローについての課題も見えてきており、引き続きモデル実施を継続しながら改善を図ってまいります。

７ページを御覧ください。今後のスケジュールのイメージでございます。

令和８年度はモデル実施と検証を行い、令和９年度から全校でのモデル実施、その後、本格実施へ進める予定としております。また、標準的職務につきましても段階的に精査を行い、令和１３年度の改正を目指しております。

８ページ目以降は参考資料となっております。モデル実施校の概要、アンケートの実施方法、各設問の詳細結果など、本日御説明した内容の根拠資料を掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

学校事務職員の在り方に関する今後の方向性についてです。体制を見直していくということかと思います。何か御質問等ございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

御説明ありがとうございました。課題がとてもよく分かります。そして、一名体制というのが非常に脆弱であるということが前から多分言われていたことですけれども、これに対する取組ということで御提案いただいたのだと思うのですが、グループを作ってグループリーダーがいて、グループで共通した課題みたいなものがそもそもあるのでしょうか。それともやはり、何か突発的なことに対してフォローし合う、あるいはキャリアを築いていく上で、相談体制がないのをカバーする、そのような意味のためのグループなんでしょうか。何か、グループというのがよく分からなくて、これを作るということの意味というか、共通の課題が特にないんだったら別に、それを探る新たな課題が与えられる必要はないんじゃないかななんて思いながらお話を伺っていたんですけれども、グループ体制にすることの意義というものを教えてください。

【落合教育長】

教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】

御質問ありがとうございます。５ページを御覧いただけたらいいのかなと思うんですけれども、５ページの左側、現状のところですけれども、例えば中程のところ、採用２年目だけれど一人で不安だとか、下の部分、介護が必要で休みになってしまったが、というところに書いているんですけれども、いわゆる今までどうしても属人化というか、一人で仕事をしているところがあったところと､それによってどうしても１年目のときには複数配置校になるからいいんですけれども、例えば採用３年目、４年目ぐらいになってくるともう一人配置になってしまいます。そうするとどうしても、人材育成という面からでも、やっぱり先輩に教えていただけるというような体制がなかなか取れなくて、本当に自分で頑張って、勉強しようという気でやっていかないと、どうしても成長が促されないという、そういう人材育成の面での課題が大きかったのかなと考えています。

そういったところから今回、組織的にしっかりＯＪＴができるという点で、係長を中心にグループを組んで、係長はもちろんいろいろなところで業務のフォロー、助言もしますし、逆に主任クラスの方もチームの中でフォローしていく、そういう形で、皆で人材育成を進めていくと考えているところが今回のチーム化の一つの柱と考えております。

以上です。

【落合教育長】

よろしいですか。

学校事務職さんは本当に各学校、単数なんですね。規模によって２人いるかもしれないのですけれども、そうすると本当に人材育成が整っていないと、要は４月スタートに実際何を教えたらいいのかという辺りがばらばらだったり、例えば委員会のほうから学校予算というのが配当されますけど、そうすると今、子どもたちを主役にした教育活動を進めてほしいというと、やはり教材に使うような一般事務費と消耗教材とかとあるんですけれども、やはりそこにお金をできるだけかけてほしいといったときに、どんなふうにして予算委員会を開いていったらいいのかというのも学校によってはまちまちだったり。だからそこをきちんとやっていきましょうと、どこの学校でも同じように進めていただくと学校現場はまず助かるというのもあるかと思うんですけど、私も事務の仕事はよく分からないので、何とも言えませんが。

学校事務職さんは基本的に３年で異動ですが、そうすると、事務さんが代わるときに、やっぱり事務センターはすごく重要なものが整備されているので、どこの学校に行っても帳簿がきちんとそろっているというような、そういうことが苦手な事務さんも実はいらっしゃるので、誰が学校事務として配置されたとしても、きちんとそういうものが整理されているというようなところも大切なことかなと思うんですけど。

【坂口委員】

よく分かりました。ありがとうございます。

基本的には若い方が多い職場で、係長クラスの人が例えばグループに何人もいるというような事態にはならないということで理解は合っていますか。

【安倍教職員企画課長】

基本的には、グループに係長が１人という形で組もうと考えています。

【坂口委員】

ありがとうございます。

これは西井委員のほうがお詳しいと思うんですけれども、業務を効率化する、あるいは共通した進め方にするというのも、もう一つの課題であるということでよろしいでしょうか。

例えば使うソフトを同じにするとか､同じような道具を使うということでもあるんでしょうか。それともそれもまた属人的なもので、それぞれが開発してきた、まだまだエクセルシートとかがあって、それが引き継がれている、そのような状況なんですかね。

【落合教育長】

教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】
ありがとうございます。ソフトとかそういったハード面はもちろん同じものを作っているんですけれども、例えば学校徴収金ですとか、いろんな業務のとりまとめとかに使うエクセルシート、そういったものも自分たちで作っていて、各校ばらばらというのも実はあります。
そういったところもあって、異動すると、今まで前の学校で同じことをやってきているんですけれども、異動してみると新しく全然違う形になっていて、やり方がまた一から勉強しなきゃというような話も聞いております。大きなマニュアルという意味では整理はしていますけれども、マニュアルにない細かい部分が大分違っているというのが現状のようです。

【坂口委員】
ありがとうございます。

【落合教育長】
森川委員。

【森川委員】
ちょっと教えていただきたいんですけども、学校間で業務方法を統一すると書いてあるので、そんなに違うんだというのを今、初めて知りました。
確かに事務職員さんが代わった年度、教材発注を間違えて届くはずのものが届いていなくて、現場が当日混乱してというのは、過去に私もお手伝いに行って経験があるので、そういったこともあるのかなと思います。
ただ、そういった異動時の負担等があるとしたら、事務職員さんの方たちはそれを理由に定着率が悪いとか、続けられなくなってしまう、負担感が多くて続けられないというようなお考えの方たちも今までいらっしゃったのでしょうか。

【落合教育長】
教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】
異動時の負担を理由に、おっしゃられたような定着率が低いとかそういったところは、すみません、ちょっと私も把握できてはおりません。
一方で、事務職員さんは非常に多くの仕事を抱えておりますので、標準的職務に今、定められている業務の中でも、どうしても全てはできていない。全てができている事務職員さんと一部できていなくて教員の方がやっているというような実態も、各校によってあると聞いております。
そういったところもいろいろな要因があると思います。御家庭の事情もあるのかもしれませんし、いろいろな御事情があるとは思いますけれども、一つとして、やったことがない仕事は非常にハードルが高いのかなと思っている中で、こういった人材育成をチームでしっかりしていくことで少しでも効率的に業務ができるようになればいいのかなと考えております。

【落合教育長】
川邊委員。

【川邊委員】
すみません、今現在、事務さんというのは、人数的には足りているんですか。ちょっと学校司書の間で、事務さんがいないとかそういう話題が上がったりするので、ちょっと気になったんですけれども。

【落合教育長】
教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】
欠員という意味で何人かいないかと言われると、ちょっと人数までは、今、数字を持ち合わせておりませんが、例えば休職ですとか、そういったことでいない場合というのは、あるのかなと思っております。
例えば、今回のこのチーム化の目的の一つではあるんですけれども、どうしても短期間の休職ですとかそういったときは、長ければもちろん人を探して雇いますし、短時間でももちろん雇うようにしていますけれども、どうしても例えば１か月、２か月だけいないというような場合に、そのときだけ即戦力でやっていただけるような人材がなかなかいないというのも正直なところだと思っております。そういったところが学校の声として、事務さんがいないというような声になるのではないかなと推測いたします。
そういったときにも、こういったチームでカバーをできる、そういったところも今回の一つの目的であり、考え方と考えております。
以上です。

【落合教育長】
よろしいでしょうか。
芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】
御報告ありがとうございました。
確かにチーム学校というふうに文部科学省が出したときから、そこで教員とあと事務職員のそれぞれが専門性を高めるというふうにずっと言っているので、それに関する取組の一環だというふうに思って理解しているんですが、質問として、巡回頻度というのは固定化して決めているのか、それともどういうふうな形で回られるのか、まずそこを教えていただけますか。

【落合教育長】
教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】
今回、まだモデル実施の段階ですので、月に１回ないしは２回というような形で進めております。時間についても多くは半日行っているというのが多い。一人一校の学校に巡回のときに半日行くというのが多いです。
いろいろなやり方があると思っておりまして、相手の経験年数によっても細かく月に何日か複数で行ったほうがいいのか、それとも月１回ぐらいで十分なのか、そういったところもあると思いますし、今後は対面で行ったほうがいいのか、オンラインでいいのか、そういったところも今回モデル実施の中で検証していって、最適な巡回頻度というものを見つけていきたいなと考えております。

【落合教育長】
芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】
ありがとうございます。最近いろんなところでスーパーバイザーという名前がついている方が回ったりとかしていますので、同じグループにしていて、手を挙げた学校にリーダーが行くというふうなやり方があるかと思います。そうすると今おっしゃったように、経験年数によって、私は大丈夫というところとなってくると、やっぱり来てほしい、もう新しくできたからというところで、人材育成の観点から考えると多分そこで欲しいニーズの頻度が違ってくるんだろうなという感じがしますので、ぜひそれを取り組んでみていただければ有り難い。うちは大丈夫ですみたいなアンケートもあったりとかしていましたので、そのパターンも考えてみたらいいかなというふうには思います。
あともう一つなんですけれども、気になったのは最後に標準的な職務の見直しというふうに出ているんですが、実はこのステップ１、ステップ２から、各グループリーダーからそういう情報を収集することが背景にあるんじゃないかなと勝手に推測しているんですね。つまり、そこから各グループの中の学校の特徴であったりとか、若しくは業務の煩雑さ。
実は言われているのは、何が大変かというと事務職員の業務の煩雑さがすごく言われていますので、それを早急に改善する必要があると思いますから、ステップ３になってくるとちょっと遅いんじゃないかなという気がしますので、それを同時進行で大変だと思うんですが、情報収集からしてそろそろ始めても、更にスピードアップできるんじゃないかなというふうに思いました。
以上です。

【落合教育長】
教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】
ありがとうございます。まず前半部分の頻度については、おっしゃるとおり、私は大丈夫なのでいいですという方もいらっしゃると思うんですね。ただ今回、係長だけが巡回をしていくと、どうしても係長の負担が大きくなってしまうかなと思っていて、例えば大丈夫ですというような方たちが主任のクラスの方ですと、もうかなり業務にも精通しておりますので、逆にそういう方

は、ほかの学校のフォローに回っていただくというような形、係長は今まではプレイヤーだったものですけれども、プレーイングマネージャーとして自分のチームの、例えば主任クラスの方をほかの初任のところに、ちょっとこの仕事についてはフォローして、教えてあげてくれないかというような形で、どちらかというと係長が頑張るというよりはチームで頑張るというような形を想定しておりますので､そういったところも少し考えているというところが１点目でございます。

後半の標準的職務につきましては、御指摘のとおりステップ１、２の段階からしっかりと考えていきたいなとは思っています。ステップ３の段階で話をさせていただいたのは、資料ですと８ページのところに掲載をさせていただいていますが、８ページの右側、別表第二というのが、国のほうで示されている学校事務職員さんにも校務運営にも携わってほしいというようなお話がありまして、校務運営の内容を全てではないかもしれないんですけども、精査をして、酌み取っていくのもステップ３の段階と考えておったんですけれども、ステップ１、２の段階からも、例えば別表第一の部分ですね、総務とか財務とか、そういったところで課題もあろうかと思いますので、そういったところはきちんと精査をしていった上で取組を進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【落合教育長】

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、引き続きモデル校を拡充しながらいい形に進むように、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項Ｎｏ．４は終了といたします。

**報告事項Ｎｏ．５　令和８年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の実施について**

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．５「令和８年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の実施について」の説明を、教職員人事課担当課長からお願いします。

【葛山教職員人事課担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

報告事項Ｎｏ．５「令和８年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の実施について」の説明をいたします。

お手元の端末のファイルナンバー０５、報告事項Ｎｏ．５のファイルを御覧ください。

秋期選考につきましては、川崎市の教員を志望する方々の受験機会を拡充し、優れた人材、多様な人材のさらなる確保を図るために実施するものでございます。

１の募集対象・募集人員でございますが、令和９年度採用予定でございますが、表の一般選考・特別選考は表のとおりとなり、小学校は、５０名程度であり、中学校・高等学校は各教科合わせ

て、６５名程度で、社会及び体育以外の教科の募集をいたします。また特別支援学校は５名程度の募集となります。

次に主幹教諭・総括教諭選考でございますが、全校種で１０名程度を募集します。こちらの選考は今回の秋期選考において初めて実施するものになりますので、後ほど、前年度からの変更点として改めて説明いたします。

２ページを御覧ください。令和１０年度採用予定者である、大学３年生等早期選考でございますが、小学校のみの募集とし、人数は５０名程度となります。こちらの選考についても今回新たに行うものになりますので、後ほど改めて説明いたします。

次に、２の選考区分でございますが、（１）から（６）までのとおり、一般選考と特別選考等がございます。

次に、３の受験案内の公表でございますが、８月５日から、本市ホームページに掲載いたします。

次の受付期間でございますが、８月２５日から９月２４日までの約１か月間となっております。

続いて、５の第１次試験でございますが、（１）試験日は１０月１７日となります。

次に（２）会場ですが、川崎会場と地方会場として大阪会場でも実施する予定です。

３ページを御覧ください。

（３）結果発表でございますが、１０月３０日に受験者全員に通知するとともに、市ホームページに掲載いたします。

次に６の第２次試験でございますが、（１）試験日と（２）会場については記載のとおりでございますが、今回の秋期選考では、面接試験と併せて中学校・高等学校で音楽、美術、英語の募集を行うことから、実技試験も実施いたします。

続いて（３）結果発表でございますが、１２月２日に受験者全員に文書で発送するとともに、本市ホームページに掲載いたします。

最後に、７の前年度からの主な変更点といたしましては、（１）になりますが、新たな受験区分として大学３年生等早期選考を新設しました。こちらは、夏に行っている採用試験では大学からの推薦を受けた者が受験できる大学３年次在籍者推薦という制度がございますが、今回新設した大学３年生等早期選考は大学からの推薦はなくても大学３年次に受験できるものになります。

次に（２）になりますが、新たな受験区分として主幹教諭・総括教諭選考を設けました。こちらは、現在、他の自治体の教員で、主幹教諭及び総括教諭として勤務している者がこの選考で合格した場合、総括教諭として本市に迎え入れるものになります。

次に（３）になりますが、中学校・高等学校の音楽、美術、英語について、一般選考及び特別選考Ａでの募集を実施いたします。こちらの三つの教科は、昨年度の秋期選考では募集できなかった教科でございますが、今年度の選考では募集を行うものとなります。

このような新たな取組を行いながら、教員採用選考を実施することで優れた人材の確保に努めてまいります。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

１０月１７日に実施予定の秋期選考についての御説明です。大学３年生、大学の推薦がなくて

も大学３年生の時点で受験が可能、それから本市としては総括教諭として採用するものの新設、それから音楽、美術、英語の実技試験をやりますけれども実施を行うということですが、御質問、御意見、いかがでしょうか。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。

大学３年生の秋期募集ということですけども、これまで推薦を受けた大学３年生についても、確か期待しているところまでは集まっていないという状況かなと認識していますけれども、この場合は推薦もない中で、何か募集のかけ方とかあるいは大学への告知、リクルーティングについて何か工夫されるようなことというのはあるのでしょうか。

【落合教育長】

課長、お願いします。

【葛山教職員人事課担当課長】

ちょうど本日、こちらの会議で報告した後、報道機関等にも公表することになりますが、各大学に向けましては直接チラシ等々を作っておりますので、そちらに紙での郵送もそうですけれども、データでも発送するとともに、あと今、ＹｏｕＴｕｂｅの広告等も作っておりまして、募集の掲載期間に合わせて、そういった媒体にも働きかけて応募の拡大を図っているところです。

以上です。

【落合教育長】

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。私も多くの方に受験してもらえるようにと本当に願っております。

意見でも質問でもなくて参考までになんですけれども、大学の教職センターの皆さんと懇談する会議がありまして、そこで聞いてきました。川崎市はどうですかと。実は今年、中学校に１名、本学からの出身者が就職したんですけれども、一番皆さんが口になさったのは担当教諭の方のプールの水です。３年前のことですけれど、あのイメージがとてもとても大きく、なので敬遠してしまう。自分が小学校に配置されてそういうことが起こってしまったら。その後いろんな報道を通して、川崎市が民間プールの活用というのをいち早く進めているということも幾度も新聞記事になっているというのも知ってはいるんですが、でも全てではないですよね。古い頭の行政というふうに、そこまで調べてちょっとというふうにブレーキがかかってしまっている。なので、そこの、あれがあったから実はこんなふうに進んだというような説明を、ぜひ機会があるごとに受験生、潜在的な受験生にお願いできればなと願っているところです。

【落合教育長】
貴重な情報をありがとうございます。
教職員人事課担当課長。

【葛山教職員人事課担当課長】
おっしゃるとおり、そういった意見は我々のほうにも聞こえておりまして、現在各大学さんに説明会を実施しておりますので、そういった誤解と言ってはあれなんですけれども、説明していただく場ですとか、あと坂口委員に御紹介していただきました大学の関係者や、各大学にも我々は直接伺って、職員の方にもお話しする機会がありますので、直接そういったお話もさせていただいていますので、そういった機会を捉えて本市の魅力というものを発信していっているところでございます。ありがとうございます。

【落合教育長】
ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。
大学３年生の受験も、川崎は夏、大学推薦がある学生さんですけれども、他の自治体では推薦がなくても大学３年生の受験がオーケーになってきているというところもあり、先日大学の先生とお話しする機会があったんですけれど、聞いて見ると、推薦がない大学３年生は大体他の自治体で受かっちゃっている。だけど川崎が秋期で大学３年生をやるのであれば、大学の３年生は中間ですよね。なので、やっぱり教員になりたいという気持ちが大分固まってきている３年生だろうから、効果があるんじゃないかという寄り添った御意見もいただいております。どれくらい集まるかというところだと思いますが、いい人材を集めていきたいと考えております。
ほか、よろしいでしょうか。
ありがとうございました。
それでは、報告事項Ｎｏ．５は終了といたします。

**報告事項Ｎｏ．６　児童生徒性暴力等初動対応方針の策定について**

【落合教育長】
次に、報告事項Ｎｏ．６「児童生徒性暴力等初動対応方針の策定について」の説明を、職員部担当部長からお願いします。

【西田職員部担当部長】
報告事項Ｎｏ．６「児童生徒性暴力等初動対応方針の策定について」、御報告します。
お手元の端末の報告事項Ｎｏ．６のファイルを御覧ください。
この方針案については、本日御報告後、正式に決定した後、各学校へ通知し、校長を通じて全教職員へ周知するとともに、各区・教育担当等による研修を行い、学校現場で迷わず対応できるよう徹底してまいりたいと考えております。
資料の１ページを御覧ください。

本方針を策定した趣旨でございます。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律では、教育職員等による児童生徒性暴力等を明確に禁じる規定が置かれ、児童生徒性暴力等を受けた疑いがあるときには、学校は直ちに教育委員会へ連絡し、接触回避等の保護措置を講ずることを求めています。

２段落目です。また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針には、一連の取組は被害児童生徒等を徹底して守り通すことに留意して行われなければならず、ちゅうちょしたりするようなことがあってはならない、とされています。

３段落目です。こうした認識の下、児童生徒性暴力等の疑いのある場合に、関係者がそれぞれの役割を迅速に果たし、適切な措置を行えるよう、この初動対応方針を策定することといたしました。

１、基本原則を御覧ください。

本方針の基本原則は４点です。

１点目は、判断基準です。法律の趣旨は、証拠がそろって事実が確定してから動くということではございません。「疑いがあれば、まず接触回避措置と第一報を行う」を基本としています。

２点目は、「最優先は被害児童生徒等の安全確保」です。指針では、学校は教育委員会への報告までの間も、児童生徒等と当該教職員等との接触回避措置を取るとしています。例として、担任から外す、別の教職員が授業を行うなどが示されています。

２ページを御覧ください。

３点目は、「個人対応ではなく組織対応」ということです。

相談を受けた教職員等が一人で抱え込むことがないよう、報告、役割分担、記録のルールを定めています。

４点目は、「警察への連携は初動で行う」ことです。

犯罪該当性が明白でなくても、迷う場合こそ学校だけで抱えず、教育委員会と相談し、犯罪が疑われる場合は警察へ相談することが必要としています。

次に、２、具体的な対応フローでございます。

（ア）児童生徒から相談を受けた場合は、被害児童生徒に繰り返し話させないことを前提に、いつ、どこで、誰が、誰に、何をしたか、今安全かという最小限の情報のみを確認します。

ページ下段にはこの際の、してはならない言動を記載しています。

３ページを御覧ください。

（イ）には、児童生徒や保護者が用いた言葉は、要約や言い換えをせず、性的表現であっても、そのまま記録し、省略やぼかした表現をしないこととしております。そして相談内容が事実かどうかをその場では評価しないこと、記録を即時作成すること、直ちに管理職へ報告することとしております。

４ページを御覧ください。

続いて、学校の初動対応です。

アを御覧ください。管理職はまず、各区・教育担当へ第一報を入れます。

イを御覧ください。疑いの対象となった教職員等については、事実確認前でも、児童生徒と接触する場から外すことを教育委員会と相談しながら、速やかに決定します。

５ページのウを御覧ください。

保護者に対して、相談を受理したこと、安全確保を優先していること、今後の窓口を伝えます。

エには、客観証拠の保全について記載しております。

（３）教育委員会の初動を御覧ください。

教育委員会は、ケース責任者と被害児童生徒の支援担当を定め、学校への指示系統を一本化します。

６ページのイを御覧ください。

犯罪性に迷う場合も警察へ相談することとしております。

（４）を御覧ください。事実確認の具体的な方法を記載しています。

関係者への聞き取りを系統立てて行うこととし、事案によって（ア）所轄警察署に委ねる場合、（イ）専門家の協力を得る場合、（ウ）学校内の体制で可能な場合として整理しています。

７ページを御覧ください。被害児童生徒への聴取については回数を最小限とし、司法面接的手法も参考にしながら慎重に実施することとして、具体的な方法を記載しております。

８ページを御覧ください。匿名相談への対応を記載しております。

（ア）には、匿名の相談であっても過小評価せず、情報収集、見守り強化等を行うことを記載しております。

（イ）を御覧ください。

被害児童生徒が特定できない場合であっても、可能な措置を講ずるというふうにしております。

続いて、（５）には、継続的保護や校内運営について記載しております。

９ページ、エの継続支援を御覧ください。被害による影響は時間を経て顕在化することもあるため、外部関係機関とも連携し、長期的な心理的支援を行うことを記載しております。

３、様式・基準等を御覧ください。

初動対応の抜け漏れを防止するため、様式として児童生徒性暴力等事案対応票を定めること、また、外部相談ルートを全児童生徒・保護者に周知することを記載しております。

１１ページ以降には、事案対応票の様式を掲載しております。

また１７ページ以降には、疑いがあるときの具体例Ｑ＆Ａを掲載しております。

内容説明は以上でございます。

この方針案については、本日の御報告後、正式に決定した後、各学校へ通知し、校長を通じて全教職員へ周知するとともに、各区・教育担当等による研修を行い、学校現場で迷わず対応ができるよう徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

初動対応方針案について、本方針を策定した趣旨から基本原則、要点、具体的に対応を取る方法等御説明がございました。研修につきましても、現場が迷わず対応できるようにということで、全校で実施をしていくということでございます。最後にＱ＆Ａもついておりますが。

ただいまの御説明をお聞きして資料を見て、御意見、御質問、いかがでしょうか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。

事前にお送りいただきまして詳細を見ましたけれども、いずれも適切な対応になっているかなというふうに思います。

特に非常に行動すべきところ、してはいけないことというのを具体的に書かれているというところが、現場の先生の目に立ってみると、非常に対処しやすくなっているかなというふうに思います。

質問は、これは学校現場で徹底するということが今、西田さんのほうから説明いただきましたけども、保護者の方にこういう事後対応していきますよというのは、こういったことで川崎市は生徒の安全を守るために取り組んでまいりますよという、そういうことについてはどのようにお伝えしていくおつもりなのか、そういう観点かということについて、ちょっと考え方を聞かせていただければと思います。

【落合教育長】

担当部長。

【西田職員部担当部長】

まず、学校のほうに周知することをまず第一に進めているところでございます。保護者への通知に関しましては、恐らく各学校のお便り等やミマモルメ等を通じての配信になると思うんですけれども、まだどういうタイミングでどのように進めるかはこれから検討していくところでございます。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

ぜひ、別に学校現場によって、ちょっと多少時差があってもよろしいかと思いますが、非常にこれは川崎も特定事案でございましたし、それから世の中、川崎以外でもこういうようなゆゆしき事態が発生しているということもあって、非常に多くの保護者の方も含めた関心が高い事項になると思いますので、こういう対応を、しっかりした対応を取っていくということについてぜひ、もう少し分かりやすくそれをお伝えする。やはりどういうルートで子どもたちの実態というのが連絡として入ってくるかというのは、学校で気が付く場合もあれば保護者が気が付かれたり、あるいはかなり広がって、把握が遅れて複数の被害が広がってからちょっと怪しいみたいなことになったりするケースも、いろんなケースがあると思うので、関係者全体で子どもたちを守っていくという、そういう姿勢が非常に問われているんじゃないかなと思いますので、ぜひその点をお考えいただければなと思います。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

職員部担当部長。

【西田職員部担当部長】

ありがとうございます。今のところ、学校内では教育相談室、電話相談ホットラインとかその

辺り、総合教育センターとかまたその他外部機関とも連携しながら、子どもたちのＧＩＧＡ端末に相談の窓口を周知しておりますので、まずはその辺りから相談体制をしっかり構築して、あるものを更に周知するということを、まずそこから始めていきたいと思っております。

【落合教育長】
お願いします。
ほか、いかがですか。
芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】
御説明ありがとうございました。
とてもよくできているし、いろんなことを網羅していると思うんですけれども、一つ知りたいことがありまして。教員はとても聞きづらいんじゃないかなと。つまり、自分の同僚に対して、子どもに対して詳しい話を聞かなければならない。教員自身の聞きづらさ、そしてさらに司法面接的な手法を取り入れるんですが、そうすると司法的面接の手法を取り入れるための研修、あるいはトレーニングというのは予定した形で何か考えていらっしゃるんでしょうか。

【溝部教職員人事課課長補佐】
まず同僚が聞き取りづらいということについてですけれども、聞き取りに対しては事実確認について関係者の確認を系統立てて行う必要があると思っておりまして、その辺の人選についてはふだん処分ですとか調査も担当しているんですが、調査担当のほうで対応を決めていくと。誰が何を聞いていくのかということは、そういったことも踏まえまして。案件の大きさによって学校内部で聞く場合もあるでしょうし、所轄の警察署に委ねると、通報して所轄警察に捜査をしてもらうという、そういったものから、あとは専門家の協力を得て聞き取りを行うといった形にパターン分けして対応していきたいというふうに思っておりますが、ちょっとお答えになっていますでしょうか。

【芳川教育長職務代理者】
すみません、私は何を見ているかというと、教職員用受理対応フローの図なんですよ。そうすると、基本的な心構えで相談・発見を受け止める、「誰に、何をされたか」を確認する、相談者の安全確認と。①、②から実は結構抵抗があるんじゃないかなというふうに思って質問したんですが。

【溝部教職員人事課課長補佐】
失礼しました。それについては、最初に被害児童生徒から相談を受けた、最初に相談を受けた方が何を聞くべきかというのであって､行為をした人に対して確認をするということではなくて、相談者が言っていることを聞き取って確認しましょうという。

【芳川教育長職務代理者】
すみません、それも相当聞きづらいと思います。児童から話を聞きますけれども、実際に聞く

対象は一緒に働いている職員ですよね。つまり同じ学校の誰かということですか。それは間違いないのでしょうか。

【西田職員部担当部長】

恐らくそういったケースのときに、例えば担任であったり学年主任であったり、養護教諭、支援教育コーディネーター辺りが対応を受けると思うんですけれども、即管理職に報告をするということも記載してありますので、そういった場合、やはり聞きづらいということもあれば当然管理職が入っていって、管理職が児童に簡単な聞き取りをし、また教育委員会に報告し、その次のステップへ進むというふうな体制を取らざるを得ないかなというふうには思っているところです。

【芳川教育長職務代理者】

よろしいですか。すみません、実は、まずこういう話があったという時点で、誰が聞き取ったらいいのか、その時点でぜひ考えておいてください。つまり、担任じゃ話せないとか、コーディネーターでないと駄目だとか、養護教諭のほうが適切だとか、全部多分パターンが違うと思うんですよ。だから、よくあることは、担任の先生が一番よく分かっているので、担任の先生から先に聞くというふうになっていくと、担任にとってすごい負担になってしまうというふうに思いますし、さらに聞くときには１人ではなくぜひ複数で対応していただきたいと思います。そうすると、司法的面接もそうですけれども、３対１とかというふうになりますし、だったら２人、１人よく知っている先生と、もう１人は実はちょっと客観的に話が聞ける人で、聞き方も工夫をして、誰が何を聞くかというところはアレンジする必要があると思いますので。

なぜ、最後に司法的な面接が出てくるかというと、データの汚染が心配されるわけですよね。何を聞いたらいいのか、誘導尋問しないことが大事。そうなってくると、実は後で司法的面接を取るのではなくて、①、②から考えておく必要がありますので、そういう意味でそういう研修、あるいはそういうやり方を考えておいたほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【西田職員部担当部長】

御指摘ありがとうございます。司法的な手法についての研修というところは非常に課題だと認識しておりますので、その辺りはどういった形で取り入れられるのかということも含めて、今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【落合教育長】

ありがとうございました。

そのほかの点はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。それでは、報告事項Ｎｏ．６は終了といたします。

傍聴人の方に申し上げます。これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第６条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださいますようお願いいたします。

＜以下、非公開＞

## ８　議事事項

**議案第８号　　川崎市教育文化会館条例の一部改正の方針について**
**議案第９号　　川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部改正の方針について**
**議案第１０号　川崎市市民館条例の一部改正の方針について**
**議案第１１号　川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正の方針について**
**議案第１２号　川崎市立日本民家園条例の一部改正の方針について**
**議案第１３号　川崎市青少年科学館条例の一部改正の方針について**

【落合教育長】
続いて、議事事項に入ります。
議案第８号「川崎市教育文化会館条例の一部改正の方針について」、議案第９号「川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部改正の方針について」、議案第１０号「川崎市市民館条例の一部改正の方針について」、議案第１１号「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正の方針について」、議案第１２号「川崎市立日本民家園条例の一部改正の方針について」及び議案第１３号「川崎市青少年科学館条例の一部改正の方針について」ですが、これらはいずれも、施設使用料等の見直しに伴う条例の一部改正の方針についての議案となりますので、一括して審議したいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

【各委員】
＜異議なし＞

【落合教育長】
ありがとうございます。
それでは、異議なしとして、一括して説明を受けることといたします。
議案第８号、議案第９号、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号及び議案第１３号の議案６件の説明を、生涯学習推進課長から、お願いします。

【大島生涯学習推進課長】
それでは、議案第８号から１３号、各条例の一部改正の方針について、御説明申し上げます。
ファイルナンバー０７－１、議案第８号～１３号をお開き願います。
初めに、１の使用料等改定の考え方を御覧ください。
今回の改定は、平成２６年７月に策定された使用料・手数料の設定基準に基づき、全市的な使用料・手数料の見直しが行われることに合わせ、教育文化会館・市民館等の使用料等についても見直しを行うものでございます。各施設に設定された標準的受益者負担割合と令和５年度及び令和６年度決算額をベースとした平均的受益者負担割合との比較を行い、乖離がある場合には見直しを行うこととしております。
次に、２の受益者負担割合についての（１）標準的受益者負担割合の表を御覧ください。
この表は、各施設を市場性及び公共関与の必要性を基に、九つに分類しているものでございます。表の上側が市場的、下側が非市場的となっており、上に行けば行くほど民間に同種又は類似の施設が多いと判定されます。また、表の左側が基礎的、右側が選択的となっており、左に寄れ

ば寄るほど、公共が担うべき分野だと判定されるものでございます。網かけの部分に標準的受益者負担割合を示しており、赤枠内、今回改定を予定している各施設は、その負担割合を２５％程度としているものでございます。

なお、川崎市民館・労働会館については、開館前ではございますが、各区の市民館と差が生じないようにするため、開館後に適用する使用料等について、ほかの市民館と同割合で見直しを行います。

次のページにお進みいただき、（２）令和５年度及び令和６年度決算額をベースとした平均的受益者負担割合を御覧ください。

表の右側の網かけ部分に各施設の平均的受益者負担割合を示してございます。この割合は、令和５年度及び令和６年度の決算額から算出したもので、上から順に、「教育文化会館」、「市民館」及び「有馬・野川生涯学習支援施設」は１５．７％、「青少年の家」は２１．６％、「八ケ岳少年自然の家」は１２．４％、「日本民家園」は１４．６％、「青少年科学館」は１７．５％となります。上から二つ目の「青少年の家」については、標準的受益者負担割合の２５％に対して、平均的受益者負担割合２１．６％がプラス・マイナス２割以内となっているため、今回の改定は行いません。その他の施設については、標準的受益者負担割合の２５％との間にプラス・マイナス２割以上の乖離が生じているため、現行使用料等の１．１倍の改定を行います。

表の下、二つ目の黒丸でございますが、使用料等の見直しに当たりましては、全市的な考え方として、利用者への影響を考慮し、標準的受益者負担割合と平均的受益者負担割合との間に、大幅な乖離がある場合であっても、見直し後の使用料等は、改定前の使用料等の１．１倍を超えない額としております。したがいまして、今回の改定においても、現行使用料等の１．１倍の改定とするところでございます。

続いて、三つ目の黒丸でございますが、八ケ岳少年自然の家については、次の議案第１４号で御説明するとおり、市外居住者区分の設定も同時に行います。

次に、３の条例改正の方針を御覧ください。下の表中の各条例で定めている使用料等について、現行の金額に対して改定後の金額が１．１倍になるように改定を行います。

下の表を御覧ください。この表は、改定する主な使用料等の例を示しています。一番左の列が、今回改正する条例の一覧でございます。例えば、表の上段、川崎市教育文化会館条例は、教育文化会館大会議室を午前中に利用した場合の使用料について、現行では３，２４０円と定めているものを、改定後はその１．１倍の３，５６０円とするものでございます。部屋ごとに使用料等を定めているため、全ての部屋について同様の改定を行います。

また、表の下から２段目、日本民家園については入園料を、その下、青少年科学館については一般投影の観覧料をそれぞれ１．１倍の金額に改定します。

なお、改定後の金額は、令和９年４月１日から適用となります。

次に、４の幸市民館改修に伴う料金改定についてを御覧ください。

幸市民館については、令和８年度、改修工事に入る予定でございますが、（１）面積・定員の表のとおり、改修後は第１会議室の面積及び定員が、ほかの会議室と同規模となることから、右側、（２）改定額の表のとおり、改修後の利用料金をほかの会議室と同額とするものでございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、教育委員会での御審議をいただいた後、令和８年第３回市議会定例会に条例改正議案を提出する予定であり、議決後に、市政だよりやホ

ームページ等を通じて、見直しの内容について周知・広報を実施し、令和９年４月から新しい使用料等に改定する予定でございます。
説明は以上でございます。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。
ただいま議案第８号から議案第１３号まで、一括して御説明をいただきました。使用料改定の考え方や受益者負担割合、条例改正の方針等についての御説明でしたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。
西井委員、お願いします。

【西井委員】
御説明ありがとうございます。
内容は理解をいたしまして賛同いたしますけれども、平成２６年に施行された条例にのっとって改定をしていくことについて、大分時代も変わってきていますしインフレも進んできている中で、この条例そのもの、価格の見直し期間ですよね。１０年たたないと見直ししないというのは、ちょっと時代に合っていないような気もいたしますので、今後の議論としてぜひ。恐らく教育委員会が所管する施設だけのことではないというふうに推察いたしますけれど、この辺、もし何か検討があるようでしたらちょっとお教えいただく、あるいはしていないんだったら、ぜひもうちょっとタイムリーに値上げしたらどうですかというふうに申し上げたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【落合教育長】
生涯学習推進課長。

【大島生涯学習推進課長】
こちらのマトリックス表が平成２６年につくったものの中で、受益者負担を示している上で、そこの部分については大きく変わっていないところでございますが、料金の改定につきましてはおおむね４年ごとに見直しを行っております。
条例が意味するところでは、最大１．５倍までというところを確認しているところでございますが、今回は全市的に１．１倍という中で、公の施設の料金改定を行ったというところでございます。
今後の物価上昇等もございますので、ここの部分については教育委員会でもこのような御意見があったというところは財政局等になりますけれども、そういったところにも議論がこういうことがあったといったことは伝達していきたいかなと思っております。
以上でございます。

【落合教育長】
西井委員。

【西井委員】
分かりました。特に１０年に１回でなくていいんだったら、４年に１回ということであればちゃんと見直しをしたほうがいいと思うし、見直しを適切にしていなかったからこんなに、いわゆる２５％との間に乖離が生じているということですよね。１０％上げても２５％とはいえ、大分まだ差があると思うんですけれどね。その辺を、４年前にちゃんと適切に見直しをしなかったことが大きいのか、それとも、もともとほかの事情があって見直ししてこなかったのか、その辺りはどうなんですか。

【落合教育長】
生涯学習推進課長。

【大島生涯学習推進課長】
令和５年にも、やはり消費税８％から１０％への改定のときに、見直しは行っております。ただ、幅が少しずつ改定していったというふうに理解はしています。
失礼しました。４年ごとに見直しは行っているんですけれども、激変緩和措置みたいな考え方が毎回適用されていて１．１倍みたいなもので、物価の上昇に今追いついていないというのは現状でございますので、そのように御理解いただければと思います。

【西井委員】
分かりました。標準的受益者負担割合というのが何なのかなというのが気になりまして。これを基準にするのであれば適切に議論していって、上げ幅についてもやらないと、物価がかなり上がってから、標準的受益者負担割合と実際の受益者負担率が、乖離が出てくれば出てくるで、今後いきなり上げちゃうと大きく値上げということになるので、ぜひ、何か、タイミングの問題と上げ幅も、もし上げ幅も１０％程度にコントロールしたいのなら、頻度を高めていくということが必要でしょうし、そうでないのであれば、２５％の持っている意味みたいなことをちゃんと守って、適切に価格改定していくというふうにしないと、ちょっと理屈が、ルールと実際の売値が乖離しているなというふうにちょっと思ったものですから、ぜひ、意見として申し上げます。

【落合教育長】
ありがとうございます。
そのほかの方、いかがでしょうか。
坂口委員。

【坂口委員】
八ケ岳少年自然の家についても今回、提案されていまして、自然教室のほうで利用がもう見込まれないということから、市外利用料金というのを１．５倍にしようと川崎市民に対して１．５倍という御提案があるかと思います。こちら令和６年度の稼働率などを目標につけていただいていますが、かなり減少するというか、少ない状態ということが今後、常態化するだろうということが見込まれます。もちろん、期間限定ではありますが。
これを機に、市外の方にむしろこれを利用促進するような方向で広報を行うかどうかという部

分、伺ってよろしいでしょうか。

【大島生涯学習推進課長】
後ほど八ヶ岳のほうは、議案第１４号の方で説明いたします。ちなみに、１．５倍にするのは、市外利用者の方を１．５倍にするのであって、市民の方は１．１倍になると考えております。また後ほど説明していただきます。
以上になります。

【落合教育長】
ありがとうございました。
ほかの方はよろしいでしょうか。
ありがとうございました。それでは、採決に入りたいと思いますが、採決については議案ごとに行いたいと思います。
ではまず、議案第８号につきまして、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
ありがとうございます。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第９号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
はい。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第１０号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
はい。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第１１号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
はい。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第１２号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
はい。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第１３号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
はい。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
ありがとうございました。

**議案第１４号　川崎市少年自然の家条例の一部改正の方針について**

【落合教育長】
続きまして、議案第１４号「川崎市少年自然の家条例の一部改正の方針について」の説明を、生涯学習推進課長からお願いします。

【大島生涯学習推進課長】
それでは、議案第１４号「川崎市少年自然の家条例の一部改正の方針について」御説明申し上げます。
ファイルナンバー０８－１、議案第１４号をお開き願います。
１ページお進みいただき、２ページの１、施設概要です。昭和５２年長野県諏訪郡富士見町に開設した敷地面積約３６万平方メートルを有する青少年教育施設です。
２、今後の自然教室及び八ケ岳少年自然の家の方向性です。方向性の結論といたしまして、当該施設については、長期的な安全性やコスト比較など様々な観点から、検討した結果、今後の自然教室は、他施設の活用により実施することとしました。令和８年度から令和１０年度内に全校他施設での実施に順次移行してまいります。
なお、令和１０年度に青少年教育施設としての用途廃止が決まっております。
３ページを御覧ください。

３、八ケ岳少年自然の家の利用状況です。

令和６年度の自然教室等の利用が７６．１％、その他市内利用が１４．７％、市外利用が９．２％となっております。自然教室の利用が減少していくと、夏休み等の長期休暇以外の利用は、大幅に利用客が減少することが想定されています。最下段の表、令和６年度月別宿泊室稼働率は、年度を通した稼働率を記載しており、自然教室以外の利用者については、夏休み、冬休みなどの期間は稼働率が上がるものの、その他の期間は、低調な状況となっております。

４ページを御覧ください。

４、指定管理事業者の状況です。自然教室の他施設移行については、想定を上回るペースで進んでおり、宿泊者の大幅な減少が見込まれています。自然教室目的の利用に関しては、利用料金は全額免除となっていますが、宿泊に伴う食堂収入等の減少が見込まれます。富士見町や指定管理者とは、今後の安定的な施設運営やサービス提供のため、市立学校自然教室以外の受入れや料金設定等について協議を進めております。

折れ線グラフ「自然教室の他施設活用への移行による宿泊者減少のイメージ」につきましては、縦軸が令和６年度を基準とした自然教室宿泊者数の割合、横軸が令和８年度から今後３年間の推移を示すものです。

真ん中、赤色の折れ線グラフは令和７年度夏時点の情報で想定した自然教室の宿泊者数割合を示し、青色の折れ線グラフは令和８年度４月時点の情報に基づいた自然教室の宿泊者数割合を示しております。御覧のとおり、令和７年度に想定していたよりも、自然教室の移行が進んでいることが分かります。

５ページを御覧ください。

５、施設運営の現状課題でございます。自然教室が他施設に移ることで、施設に多くの空き枠が生じるため、施設の安定運用の観点から、市内外問わず、学校行事以外の利用を増加させることが急務と考えています。川崎市民向けの施設なので、受益者負担の観点から、市内居住者と市外居住者を区別して料金を設定する必要があると考えております。宮前区にございます、川崎市青少年の家や、八ケ岳周辺の同様施設は既に市外居住者向けの料金が設定されております。

次の黒丸です。自然教室利用者の減少や今般の物価上昇等によって収支構造が変わっていく中、指定管理者が自助努力に取り組める環境を整える必要があると考えております。

６、対応の方向性でございます。

二つ目の黒丸、市外料金の設定です。

川崎市青少年の家や八ケ岳周辺に存在する同様の施設を参考に、市内居住者の１．５倍の市外居住者料金を設定するものです。既に、市外利用料金を設定している川崎市青少年の家につきましては、市内利用者料金の１．５倍と規定されていることや、八ケ岳周辺の同様施設の市外利用料金も参考に料金設定を行うものです。

６ページを御覧ください。

７、条例改正の方針です。全庁的な使用料・手数料の見直しに基づき、現行の利用料金の１．１倍の改定を行います。

さらに料金表に、市外居住者区分を設定し、利用料金は市内居住者の１．５倍の額とするものです。

７ページを御覧ください。

８、条例改正による増収見込額です。

（1）令和７年度利用料金収入、約８６５万５，０００円から、（2）条例改正後の利用料金で試算した場合、利用件数及び市内外の割合を令和７年度と同じと仮定した場合、約１，１２４万１，０００円となり、増収見込額として、約２５８万６，０００円の増加の見込みとなります。

一番左側の棒グラフが令和７年度の状況を示しており、その右どなりが、利用料金改定後の収入増加を示しております。

参考として、その右側に薄い色の棒グラフは、指定管理者が施設の早期予約や広報活動の展開に取り組むなどして、利用率を１０％、２０％増加した場合の収入予想を示しております。

８ページを御覧ください。

参考資料、八ケ岳周辺に存在する主な少年自然の家の市外居住者料金を御覧ください。

一番上の行は本市施設の市外居住者料金を記載しております。上から二つ目多摩市施設、その下、調布市施設、その下、志木市施設と利用料金を比較したときに著しい差は見られませんでしたが、山梨県施設は非常に低廉な料金であり、東京都特別区施設は高額な料金設定であることが分かりました。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、教育委員会での御審議をいただいたのち、令和８年第３回市議会定例会に条例改正議案を提出する予定であり、議決後に、令和９年４月から新しい利用料金に改定する予定でございます。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。ただいまの説明の中では八ケ岳少年自然の家の利用状況ですとか、施設運営の現状課題という御説明もございましたが、それに基づきまして、条例の改正方針ということで、御説明があったとおりですが、御意見、御質問はありますでしょうか。

教育次長。 s

【田中教育次長】

先ほどの坂口委員の質問の中で、ちょっと説明が不足していたと思うんですけど、令和１０年度で、この施設を用途廃止という方針は決めていることですので、あくまでこの令和１０年度までの指定管理期間について、このまま利用者が減っていってしまいますと、従業員の雇用ですとか、収入の面でも欠損が生じてしまうということですので、本対策として、こういった条例改正をしてほしいという要望が地元の自治体からもございましたので、対応させていただくということでございます。

以上になります。

【落合教育長】

はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

生涯学習推進課長。

【大島生涯学習推進課長】

先ほど坂口委員から広報のお話がありまして、そこの部分については、指定管理者、私ども川

崎市側も課題認識しております。まず、指定管理者のほうとしては、やはり川崎市以外の自治体の学校に、活動の場として宿泊に来てほしいというようなことを考えており、春先に訪問したときに八王子市のほうにアプローチをかけたという話は聞いています。ただ、それは、実ったかどうかというところまではお聞きしていませんが、そういった努力をしていることや、今、インスタグラムのほうでかなり八ヶ岳の施設のほうから、やはり体験、田植えとそば打ちをセットにした体験事業の広報、そういったことを努力している最中だと思っています。

また、我々のほうとしても、やはりこの条例案が決まった際、令和９年度以降は、やはり自然教室が減っていく見込みがかなりあるので、やはり川崎市内の例えば、御家族向けだとか、そういったところの利用ができるのではないかと考えているので、何かしらその広報をまとめ、検討していくのが必要だと思っております。

以上でございます。

【落合教育長】

いいですか。坂口委員。

【坂口委員】

先ほどは失礼しました。すみません。今、議題のほうよく理解しました。広報は、私は基本的には個人利用に対する広報かと思っていたんですが、今のお話だと、学校利用というのも、もちろん指定管理者の自由なので、行っているということが分かってはっとしました。もともとは閉鎖が決まったのは、危険区域に指定され、そして川崎市の学校が自然教室を行うにはあまりよくないという判断、泣く泣くの判断があったかと思うんですが、その辺りの安全管理というのは十分、大丈夫なんでしょうか。

【落合教育長】

生涯学習推進課長。

【大島生涯学習推進課長】

そこの部分につきましては、やはりレッドゾーンにかかっている部分、かかっていない部分、そういったところもございますし、また川崎市の学校についても、まだ令和９年使う学校もございますので、そこは十分安全性に配慮しながら施設の活用をやっていきたいというふうに思っております。

以上になります。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほかいかがでしょうか。

はい。では、これについてはよろしいでしょうか。

それでは、議案第１４号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願い

ます。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
はい。全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
ありがとうございました。

## ９　報告事項Ⅱ

**報告事項Ｎｏ．７　いじめ防止対策推進法に規定するいじめの重大事態に係る調査審議について**

古野指導課担当課長が説明した。
報告事項Ｎｏ．７は終了した。

**報告事項Ｎｏ．８　教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について**
**報告事項Ｎｏ．９　教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**
**報告事項Ｎｏ．１０　教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

佐久間教職員人事課担当課長及び武田教職員人事課長が説明した。
報告事項Ｎｏ．８は終了した。
落合教育長が会議に諮った結果、報告事項Ｎｏ．９は承認された。
落合教育長が会議に諮った結果、報告事項Ｎｏ．１０は承認された。

## １０　閉会宣言

【落合教育長】
以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。
お疲れさまでございました。

（１６時１９分　閉会）